徴収手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
警察本部総務部会計課	工事業者の光熱水費負担金について、納入通知書を送付していなかった ため、未収となっていたものが3件あった。	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止 に向け必要な措置を講じられたい。
	1 調定額: 25,078円 調定日: 令和5年10月2日 2 調定額: 44,397円 調定日: 令和5年10月5日	【大阪府財務規則】 (納入の通知) 第25条 歳入徴収者は、第22条第1項の規定により歳入を調定したときは、直ちに 納入義務者に納入通知書(様式第22号)又は納付書(様式第23号)を送付しなけ ればならない。
	3 調定額:28,488円 調定日:令和5年10月6日	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和6年6月3日から同年8月30日まで)